

副本

平成24年(行ウ)第117号 発電所運転停止命令請求事件

原告 134名

被告 国

答弁書

平成24年8月29日

大阪地方裁判所第2民事部合議2係 御中

被告指定代理人

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

法務省大臣官房

参事官 近藤裕之 

法務省大臣官房行政訟務課

課付 永井孝治 

第三係長 若山政行 

第五係長 大西一彰 

第一係主任 澤田勝弘 

法務事務官 松山香織 

〒530-0047 大阪市北区西天満一丁目11番4号 大阪法務

局北分庁舎

大阪法務局訟務部（送達場所）

部 付 松 島 太 

部 付 小 河 好 美 

上 席 訟 务 官 西 岡 典 子 

訟 务 官 谷 口 弘 美 

〒100-8986 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省原子力安全・保安院原子力安全

特別調査課訟務室

室 長 鶴 園 孝 夫 

課 長 補 佐 小 澤 良 太 

課 長 補 佐 石 森 博 行 

訟 务 係 長 新 垣 琢 磨 

調 整 係 伊 藤 彩 菜 

第1	本案前の答弁	4
第2	本案前の答弁の理由	4
1	はじめに	4
2	実用発電用原子炉施設に関する原子炉等規制法、電気事業法の規制の概要	
3	経済産業大臣には、本件各原子炉施設について、原子炉等規制法36条1項に基づく使用停止命令を発する権限がないこと（訴訟要件①）	13
4	一時使用停止命令がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがないこと（訴訟要件③○ i）	14
5	損害を避けるため他に適當な方法がないとは認められないこと（訴訟要件③○ ii）	31
6	原告らは技術基準適合命令の義務付けを求める法律上の利益（原告適格）に係る主張を何らしていないこと（訴訟要件④）	33
7	結語	35

第1 本案前の答弁

- 1 本件各訴えをいずれも却下する
 - 2 訴訟費用は原告らの負担とする
- との判決を求める。

第2 本案前の答弁の理由

1 はじめに

(1) 原告らは、本件各訴えにおいて、経済産業大臣が、関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）に対し、関西電力大飯発電所3号原子炉及び同4号原子炉（以下、それぞれ「大飯発電所3号炉」、「大飯発電所4号炉」といい、これらを併せて「本件各原子炉」、本件各原子炉及びその附属施設と併せて「本件各原子炉施設」ということがある。）について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）36条1項に基づく原子炉施設の使用停止命令をすることの義務付けを求めている。原子炉施設の使用停止命令の発令について法令に基づく申請権はないから、原告らの訴えはいわゆる非申請型の義務付けの訴え（行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）3条6号1号）に該当する。

(2) 非申請型の義務付けの訴えは、その訴訟要件として、①「行政庁が一定の処分をすべきである」こと、すなわち、行政庁が当該処分について処分権限を有することを前提に（行訴法3条6項1号）、②当該義務付けを求める行政庁の行為に処分性（同条2項）が認められること、③④救済の必要性について、一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、⑤損害を避けるため他に適当な方法がないこと（同法37条の2第1項）、⑥原告が、行政庁が一定の処分をすべき旨を命ずることを求めるにつき、法律上の利益、すなわち原告適格を有する者であること（同法37条の2第3項）が必要とされている。

原子炉施設の使用停止命令（原子炉等規制法36条1項）が行政処分であることは明らかであるから、本件各訴えについては、上記の各訴訟要件のうち、①、③及び④（以下、それぞれ「訴訟要件①」、「訴訟要件③」、「訴訟要件④」という。）が問題となる。

まず、訴訟要件①については、経済産業大臣には、実用発電用原子炉及びその付属施設（以下「実用発電用原子炉施設」という。なお、原子炉等規制法23条2項5号参照。）の技術基準適合性を維持するために、原子炉等規制法36条1項に基づく原子炉施設の使用停止命令を行う権限はなく（原子炉規制法73条）、これに代わって電気事業法40条に基づく技術基準適合命令としての事業用電気工作物の一時使用停止命令をする権限があるだけである（行訴法3条6項1号）。次に、仮に本件の原告らの訴えを電気事業法40条に基づく一時使用停止命令の義務付けを求めるものであると理解したとしても、訴訟要件③については、原告らには、同条に基づく一時使用停止命令がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあるとは認められず、しかも、その主張から解される本件の訴えを提起する目的である本件各原子炉の運転を止めることを達成するためのより直截な方法として、事業者に対して原子炉の運転の差止めを求める民事訴訟を提起することができ、これが、損害を避けるため他に適当な方法に該当するというべきである（行訴法37条の2第1項）。さらに、訴訟要件④については、原告らは、電気事業法40条に基づく使用停止命令の発令を求めるについて法律上保護された利益を有することを具体的に主張しておらず、いまだ原告適格を認めることができない（行訴法37条の2第3項）。

以下では、まず、実用発電用原子炉施設に関する原子炉等規制法、電気事業法の規制の概要について説明した上で、上記の各訴訟要件について詳論する。

2 実用発電用原子炉施設に関する原子炉等規制法、電気事業法の規制の概要

本件各訴えが前記1で指摘した各訴訟要件を充足するかどうかを検討するに当たっては、原子炉施設等に関する原子炉等規制法、電気事業法の規制の内容を踏まえる必要があるので、以下、その規制の概要について述べる。

なお、上記規制内容の一部の変更を含む原子炉等規制法の一部を改正する内容を伴う原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)が制定されたが、同法はいまだ施行されていないことから、本件については、現行の原子炉等規制法の規定を前提に論ずることとする。

(1) 原子炉等規制法による安全規制の体系

本件各原子炉施設は、実用発電用原子炉施設であり、それに対する安全規制は経済産業大臣が所管し、原子炉等規制法の規制を受けるほか、電気工作物でもあるという面から電気事業法の規制を受ける。

また、原子炉等規制法による原子炉の設置、運転等に関する安全規制の体系は、原子炉の設計から運転に至るまでの過程を段階的に区分し、それぞれの段階に対応して原子炉設置の許可（なお、原子炉の基数の変更（原子炉等規制法26条1項、23条2項3号、いわゆる原子炉の増設）を内容とする変更許可を含めて設置許可ということがある。）、設計及び工事の方法の認可、使用前検査の合格、保安規定の認可、定期検査といった規制手続を介在させ、これら一連の規制手続を通じて安全の確保を図るというものであり、段階的安全規制の体系が採られていることに特色がある。

原子炉について、設置許可から定期検査までの流れを概観すると、以下のとおりである。すなわち、原子炉を設置しようとする者は、まず、①主務大臣（原子炉等規制法23条1項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。以下同じ。）の原子炉設置許可を受けることを要する（同項）。次に、工事に着手するためには、②設計及び工事の方法について主務大臣の認可を受けなければならない（同法27条1項）。そして、原子炉の運転を開始するためには、③主務大臣の使用前検査を受け、これに合格しなければならないほか

(同法28条1項), ④保安規定を定め, これにつき主務大臣の認可を受けなければならぬ (同法37条1項)。さらに, 運転開始後においても, ⑤一定の時期ごとに施設定期検査を受けなければならない (同法29条1項)。

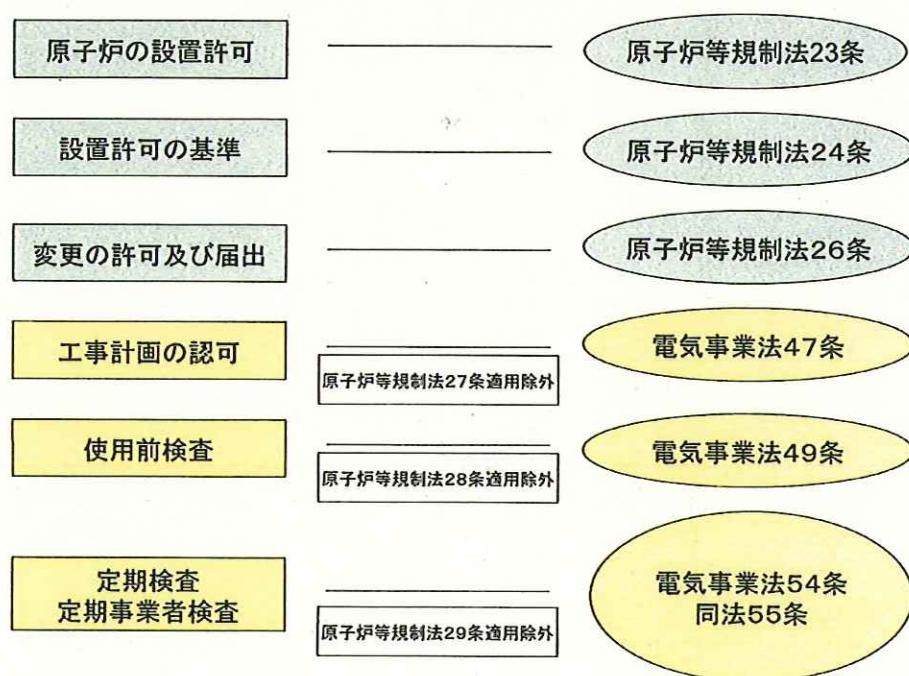
上記流れのうち, ①の原子炉設置許可処分の段階において, 原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関する事項の妥当性が判断され, これを前提として, ②ないし⑤の設計及び工事の方法の認可以降の規制 (いわゆる後段規制と称されている規制であり, 以下, 単に「後段規制」という。)において, 詳細設計の妥当性が審査された上, 現実に工事がされ, 使用前検査を経て使用が開始された原子炉について, 具体の部材・設備の強度, 機能に問題がないかどうかを確認するため, 発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令 (昭和40年6月15日通商産業省令第62号。以下「省令62号」という。)が策定されており, これに基づき技術基準適合性が判断される仕組みが採られている。これらの後段規制の段階では, それに先立つ基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関する事項の妥当性は審査されず, また, 原子炉設置許可処分の段階では, 基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関する事項のみがその安全審査の対象とされ, 詳細設計の妥当性を審査する仕組みは採られていない (最高裁平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174ページ)。

(2) 原子炉等規制法73条による適用除外

原子炉施設等を規制対象とする原子炉等規制法と電気工作物等を規制対象とする電気事業法とは, それぞれの規制に齟齬を来さぬように相互の関連を考慮した上で規定がされている。

具体的には, 電気事業法及び同法に基づく命令の規定による検査を受けるべき原子炉施設であって実用発電用原子炉に係るものについては, 原子炉等規制法73条において, 同法27条から29条までの規定の適用が除外されており, これに代わって電気事業法に基づく規制がされている。これを詳しく見ると, 原

原子炉施設の設計及び工事の方法の認可（原子炉等規制法27条）に代わって事業用電気工作物の設置の工事の計画についての経済産業大臣の認可（電気事業法47条）又は経済産業大臣に対する届出（同法48条）が、原子炉施設の使用前検査（原子炉等規制法28条）に代わって事業用電気工作物の設置の工事についての経済産業大臣の使用前検査（電気事業法49条）が、原子炉施設の施設定期検査（原子炉等規制法29条）に代わって特定重要電気工作物について経済産業大臣が所定の時期ごとに行う定期検査（電気事業法54条）及び特定電気工作物について事業者が定期に行う定期事業者検査（同法55条）などがそれぞれ定められている。以上の説明を分かりやすく図示すると、以下のとおりである。



(3) 事業者に課せられた技術基準適合維持義務

ア 電気事業法39条1項は、「事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。」と規定し、事業用電気工作物の設置者に対し、技術基準

適合維持義務を課している。

ここでいう事業用電気工作物とは、電気工作物（電気事業法2条1項16号）のうち、一般用電気工作物以外のものをいう（同法38条3項）。一般用電気工作物とは、①他の者から経済産業省令で定める電圧以下の電圧で受電し、その受電の場所と同一の構内においてその受電に係る電気を使用するための電気工作物（これと同一の構内に、かつ、電気的に接続して設置する小出力発電設備を含む。）であって、その受電のための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電気的に接続されていないもの（同条1項1号）、②構内に設置する小出力発電設備（これと同一の構内に、かつ、電気的に接続して設置する電気を使用するための電気工作物を含む。）であって、その発電に係る電気を上記①の経済産業省令で定める電圧以下の電圧で他の者がその構内において受電するための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電気的に接続されていないもの（同項2号）等をいう。実用発電用原子炉施設は、この一般用電気工作物には該当せず、事業用電気工作物に該当するから、これを設置する者に、技術基準適合維持義務が課せられることになる（同法39条1項）。

そして、実用発電用原子炉施設は、定期検査の対象となる特定重要電気工作物（発電用のボイラー、タービンその他の電気工作物のうち、公共の安全の確保上特に重要なものとして経済産業省令で定めるものであって、経済産業省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるもの並びに発電用原子炉及びその附属設備であって経済産業省令で定めるもの。）に該当する（電気事業法54条1項、同法施行規則89条、90条）から、定期検査の対象となる。

イ 電気事業法39条2項は、経済産業省令において技術基準を定めるに当たっての基準を定めている。すなわち、同項は、①事業用電気工作物は、

人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること（同項1号）、②事業用電気工作物は、他の電気的設備その他の物件の機能に電気的又は磁気的な障害を与えないようにすること（同項2号）、③事業用電気工作物の損壊により一般電気事業者の電気の供給に著しい支障を及ぼさないようにすること（同項3号）、④事業用電気工作物が一般電気事業の用に供される場合にあっては、その事業用電気工作物の損壊によりその一般電気事業に係る電気の供給に著しい支障が生じないようにすること（同項4号）を上記の基準として掲げている。これらの基準に基づき、発電用原子力設備については、省令62号が定められ、事業者には、実用発電用原子炉施設について、設計、建設段階のほか運転段階においても省令62号に適合するように維持することが義務付けられている。

(4) 技術基準適合命令

電気事業法40条は、「経済産業大臣は、事業用電気工作物が前条第1項の経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、その技術基準に適合するように事業用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。」と規定しており、経済産業大臣は、同法40条に基づき、事業用電気工作物が技術基準に適合していないと認めるときは、事業用電気工作物の修理、改造、移転のほか、使用の一時停止、使用の制限を命令（以下「技術基準適合命令」という。）することができる。

実用発電用原子炉施設については、工事計画の認可を受け、又は使用前検査に合格した場合には、その時点では技術基準に適合しないものではないとされることとなるが、設置又は変更の工事後の周囲の環境の変化や事業用電気工作物の損耗等により技術基準に適合しなくなったにもかかわらず、そのまま放置される場合などには、技術基準に適合するよう監督する必要がある

ことから、電気事業法40条が設けられている。例えば、立入検査（同法107条）の結果、実用発電用原子炉施設が同法39条1項の発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令で定める技術基準に適合していないと経済産業大臣が認める場合には、経済産業大臣の裁量に基づき、技術基準適合命令が発令されることとなる。

技術基準適合命令の内容は、当該事業用電気工作物の修理、改造、移転、使用の一時停止又は使用の制限という種類の中で、当該事業用電気工作物を技術基準に適合させるために必要な範囲に限定される。例えば、修理又は改造をもって事足りる場合に、移転を命ずるのは適當ではなく、使用の一時停止命令は、修理、改造等技術基準に適合させるため何らかの措置が講ぜられるまでの間、これに必要な限度で行われるものである。使用の制限は、使用的停止には及ばないものの、修理、改造等のため、出力を一定程度以下にして使用させる必要があるような場合などに行われる（電気事業法解説（乙第1号証）305、306ページ）。

(5) 定期事業者検査、立入検査及び定期検査

前記の技術基準適合維持義務を前提として、これを担保するために、事業者は定期事業者検査（電気事業法55条1項）をしなければならず、また、同法の規定の施行に必要な限度において、経済産業大臣から、その職員による立入検査（同法107条1項）を受け、さらに、定期検査（同法54条）を受けなければならない。

ア 定期事業者検査は、特定電気工作物（発電用原子炉及びその附属設備であつて経済産業省令で定めるものがこれに含まれる。）について、一定期間ごとに技術基準に適合していることを確認するために事業者自身により行われるものである。電気事業法55条は、定期的に事業者が検査を行うこと、その検査結果を記載し、保存しておくこと（同条1項ないし3項）、一定の期間が経過した後に技術基準に適合しなくなるおそれのある部分が

あると認めるときには、それについて健全性評価を行って、将来における予測評価を行うこと（同項）、経済産業大臣の行う定期安全管理審査を受けること（同条4項ないし6項）等を義務付けている。これは、使用前検査において技術基準の適合性を確認していても、その後の維持、運用段階において保安水準に差が生じることがあり得ることから、定期的に事業者自ら技術基準の適合性を確認することとしているものであり、事業者に対する技術基準適合維持義務を実効あらしめるものである。

イ 経済産業大臣は、技術基準適合性を維持する義務を尽くさせるに必要な限度において、その職員に、事業者の実用発電用原子炉施設に係る営業所、事業場等に立ち入り、実用発電用原子炉施設のほか、帳簿類等を検査させることができる（電気事業法107条1項）。これにより、経済産業大臣においても、必要に応じて、事業者が技術基準適合維持義務を果たしているかどうかを検査することができ、事業者に課せられた技術基準適合維持義務の実効性が図られている。

ウ 定期検査は、定期事業者検査の対象となる特定電気工作物のうち、公共の安全確保上特に重要なものである特定重要電気工作物について、経済産業大臣が経済産業省令で定める時期ごとに行う検査であり（電気事業法54条1項），定期事業者検査に電気工作物検査官が立ち会い、又は、その定期事業者検査の記録を確認する方法により行うものである（電気事業法施行規則90条の2）。この検査により、事業者が技術基準適合維持義務を果たしているか否かを確認することとしている。

(6) 以上のとおり、事業者は、実用発電用原子炉施設について、事業者に課せられた技術基準適合維持義務の履行を担保する定期事業者検査を行い、また、実用発電用原子炉施設の安全規制を所管する経済産業大臣は、電気事業法の規定の施行に必要な限度において、定期事業者検査に際し作成、保存される帳簿類等を検査するために立入検査を行うことができるとされており、さら

に、特定電気工作物のうち、公共の安全確保上特に重要なものである特定重要電気工作物について、定期事業者検査の状況やその結果を確認するため、定期検査を行うこととされている。経済産業大臣は、立入検査や定期検査の結果として、事業者が技術基準適合維持義務を満たしていないと認めるときには、当該事業者に対して技術基準に適合させるために必要な範囲で技術基準適合命令を発令し、事業者において、同命令に係る事業用電気工作物の修理、改造、移転、使用の一時停止又は使用の制限等の措置を講ずることになる。

3 経済産業大臣には、本件各原子炉施設について、原子炉等規制法36条1項に基づく使用停止命令を発する権限がないこと（訴訟要件①）

(1) 行訴法3条6項1号は、非申請型の義務付けの訴えについて、「行政庁が一定の処分をすべきであるにもかかわらずこれがされないとき」に、行政庁がその処分をすべき旨を命ずることを求める訴訟をいうと規定しており、義務付けを求める行政行為に同条2項の处分性が認められることはもとより、行政庁が当該処分を「すべきである」といえるためには、行政庁が当該処分を行う権限を有していることが当然の前提となる（南博方ほか・条解行政事件訴訟法第3版補正版638ページ）。そうすると、行政庁が当該処分を行う権限を有しない場合には、その行政庁に対する当該処分の義務付けを求める訴えは、訴訟要件を欠くものとして、不適法な訴えとなる。

(2) 原告らは、本件各訴えにおいて、本件各原子炉施設が原子炉等規制法29条2項の主務省令で定める技術基準に適合していないとして、経済産業大臣に対し、同法36条1項に基づく本件各原子炉施設の使用停止命令の義務付けを求めている。

しかし、前記2(2)のとおり、電気事業法及び同法に基づく命令の規定による検査を受けるべき原子炉施設であって実用発電用原子炉に係るものについては、原子炉等規制法73条において同法27条ないし29条までの規定

の適用が除外されており、本件各原子炉施設は実用発電用原子炉施設に当たるものであるから、本件各原子炉施設については、同法29条1項に基づく施設定期検査において同条2項の技術上の基準に適合していないと認める場合に経済産業大臣が使用停止命令等を発することができる旨を定めた同法36条1項の規定もまた適用されないものである。したがって、本件各原子炉施設については、原告らが義務付けを求める本件各原子炉の使用停止命令の発令権限の根拠規定としている同項の適用はなく、経済産業大臣は、同項に基づく原子炉施設の使用停止命令をする権限を有していないのである。なお、経済産業大臣には、電気事業法に基づく実用発電用原子炉施設の安全規制に係る権限として、実用発電用原子炉施設について電気事業法39条1項の技術基準適合性が認められない場合に同法40条に基づく技術基準適合命令を発令する権限があるものの、使用の停止に関しては、技術基準に適合させるために必要な範囲で使用の一時停止を命ずることができる権限しかない。

したがって、本件各訴えは、そもそも経済産業大臣が権限を有しない処分の義務付けを求めるものであるから、行訴法3条6号1項の要件を満たさず、不適法といわざるを得ない。

4 一時使用停止命令がされることにより重大な損害を生ずるおそれがないこと（訴訟要件③①）

仮に、原告らが本件各訴えにおいて電気事業法40条に基づく経済産業大臣の一時使用停止命令の義務付けを求めているとしても、以下に述べるように、本件においては「一定の処分がされることにより重大な損害を生ずるおそれ」（行訴法37条の2第1項）があるとは認められない。

- (1) 「一定の処分がされることにより重大な損害を生ずるおそれ」の意義
ア まず、行訴法37条の2第1項に「一定の処分がされることにより重大な損害が生ずるおそれ（傍点は引用者）」があると規定されていることからも明らかのように、ここで問題となる「重大な損害」は、一定の処分

を行うことによりそれを回避することができるような関係にあるものであることが必要である。仮に「一定の処分」と「重大な損害」との間にこのような関係がなければ、裁判所が、行政庁に対して「一定の処分」をすべきことを義務付けても「重大な損害」を回避することができないのであって、そもそも訴えの利益が認められない。同法37条の2第2項が重大な損害が生じるか否かを判断するに当たって「処分の内容及び性質」を勘案することとしているのも、一定の処分の内容及び性質(処分の効果を含む。)に鑑み、これを行うことによって重大な損害を回避することが可能かどうかを考慮する趣旨であると解される。

イ また、「重大な」損害が生ずるおそれがあると認められるためには、「一定の処分」がされないことにより生ずるおそれのある損害が、事後的な回復を受けることにより救済が容易なものであっては足りないのであり、行政庁が第一次的判断権を行使する前に当該処分をすべきことを命ずる方法によるのでなければ救済を受けることが困難なものであることを要すると解すべきである(行訴法37条の2第1項の訴訟要件と同様の訴訟要件を規定した同法37条の4第1項に関するものであるが、最高裁平成24年2月9日第一小法廷判決・判例時報2152号24ページは、これに沿う判示をしている。)。

なぜなら、義務付けの訴えは、裁判所に対し、行政庁が第一次的判断を下す前に具体的な処分をすべきことを命ずる裁判を求めるものであることから、その適法要件については、国民の権利利益の実効的な救済の観点を考慮するとともに、司法と行政の適切な役割分担の在り方を踏まえたものとする必要があるからである。すなわち、裁判所は、行政庁のように、政策的判断を行うための専門的・技術的知識やその判断の基礎となる資料の収集能力を備えた組織とは異なり、その政策運営について国民に対して責任を負い得る立場にもないから、行政庁が処分をする前に裁判所がその発

動を命ずるには、国民の権利利益の実効的な救済の観点を考慮することはもちろんであるが、司法と行政の機能の適切な均衡の観点からも、救済の必要性の有無を慎重に検討する必要がある。また、非申請型の義務付けの訴えは、そもそも、処分を求める法令上の申請権が与えられておらず、行政庁に対し当該処分を求めることができない行政処分を対象とするものであるが、これが認容された場合には、法令上の申請権がない者にあたかも申請権を認めることと同様の結果となる。このような観点からも、義務付けの訴えによる救済の具体的な必要性が高い場合に限られるべきである(以上につき、小林久起「行政事件訴訟法」161ページ参照)。

ウ さらに、司法と行政の機能の適切な均衡という観点を考慮すれば、重大な損害を生ずる「おそれ」があるといえるためには、発動が求められている処分の根拠法令に事実を当てはめることによって当該処分をすべきであるか否かの判断をすることができるような客観的状況が認められる場合でなければならない。要するに、重大な損害を生ずる「おそれ」は、抽象的なものでは足りず、処分がされない場合に重大な損害が生じる具体的・現実的な危険性が存在することが認められることを要するというべきである。

この点、東京高裁平成19年11月5日判決・判例タイムズ1277号67ページは、自身の出生届が不受理とされた1審原告が区長に対して住民票の作成の義務付けを求めた訴えについて、同訴えの訴訟要件である「一定の処分がされないことにより重大な損害が生ずるおそれ」として1審原告が①住民票が作成されない場合の選挙権行使の支障及び②住民票がないことにより年金等の諸手続の支障を主張したのに対し、①については、1審原告が現在2歳であってその不利益が現実化しているものではないからこの点で重大な損害は生じていないし、②については、住民票がないため

上記諸手続において煩瑣な点があり得るとしても、住民票がある者と同じ扱いがされる場合が多いことが認められるから重大な損害が生ずるおそれがあるとまではいえないと判示して、同訴えは義務付けの訴えの訴訟要件を欠く不適法な訴えであるとして訴えを却下しているが、この判示部分は、義務付けの訴えにおける訴訟要件である「重大な損害を生ずるおそれがあ」ることについて、上述したところと同じ解釈を探ったものと解される（同判決に対して上告受理の申立てがされたが、上記判示部分についての上告受理申立て理由は、上告受理の決定において排除されている（最高裁平成21年4月17日第二小法廷判決・判例タイムズ1306号207ページ）。

エ なお、「一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあ」ることを基礎付ける事情については、訴訟要件に関するものであるから、原告においてその主張立証責任を負うというべきである（原告適格に関するものであるが、改訂行政事件訴訟の一般的問題に関する実務的研究112ページ参照）。

(2) 原告らの主張する「重大な損害」は一時使用停止命令の発令によって回避することができるものとは認められないこと

ア 原告らは、大要、①本件各原子炉施設の耐震設計に当たり策定された基準地震動は、本件各原子炉の海側にあるFO-B及びFO-Aという二つの活断層が2連動することを想定したものにすぎず、これらの断層と本件各原子炉施設の敷地周辺にある熊川断層が3連動して大規模な地震を引き起こす可能性があることを考慮すると、制御棒挿入時間は本件各原子炉に係る評価基準値（許容値）を超えるものであり、本件各原子炉の制御棒挿入性は充足されず、破綻している、また、②本件各原子炉施設の敷地直下の破碎帶（断層）F-6の活動性が考慮されておらず、立地基準にも反すると主張した上で（①につき、訴状第4・10ないし22ページ、②につき、

訴状第5・22、23ページ)、「重大な損害を生ずるおそれ」について、原子力発電所は厳格な安全基準の防護の下でのみ存在と運転が許されるものであるが、本件各原子炉は制御棒挿入性の破綻という重大な欠陥を有しているのであるから、その運転は許されないと主張する(訴状24ページ)。

ところで、基準地震動Ssの策定に当たり、原子炉施設の敷地周辺の活動層の活動性をどのように考慮するかという問題は、設置許可処分の段階でその安全性が審査される耐震設計の問題であり、また、立地を検討するに当たり、本件各原子炉施設の敷地直下の破碎帯F-6の活動性をどのように考慮するかという問題も、同じく設置許可処分の段階でその安全性が考慮される耐震指針の合理性ないしそれへの適合性に関わる事項であつて、これらは、いずれも設置許可処分の段階で審査される基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項である。そうすると、本件における原告らの主張は、要するに、本件各原子炉は、基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項が原子炉等規制法24条1項4号が規定する「原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質(中略)又は原子炉による災害の防止上支障がないものであること」の要件を充足していないことを理由として、電気事業法40条に基づく技術基準適合命令としての事業用電気工作物の一時使用停止命令の発令を求め、その運転を差し止めようとしているものであると理解することができる。

しかしながら、電気事業法40条に基づく原子炉施設の一時使用停止命令は、飽くまで、技術基準適合性の維持を図ることを目的とするものであり、基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項に疑義が生じた場合に、これを事後的に是正するためのものではない(前記2(2)で指摘したとおり、経済産業大臣には、実用発電用原子炉施設の技術基準に適合しないことを理由に、原子炉等規制法36条に基づく原子炉施設の使用停

止命令を行う権限はない。）。そのため、仮に、後段規制の段階に入り、工事計画の認可、使用前検査等を経て工事がされた原子炉施設について、定期検査等によって技術基準適合性の有無が確認される段階において、原子炉設置許可処分の段階の安全審査の対象である基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関する事項の安全審査に疑義が生ずるような事態が想定されたとしても、現行法の段階的な安全規制の仕組みを前提とする限りは、電気事業法40条に基づく技術基準適合命令を発令することによってこれが是正されるような法的な仕組みにはなっていないのである。

以下、詳述する。

イ 前記2(1)で述べたとおり、原子炉施設の安全規制については、段階的安全規制の仕組みが採られており、原子炉設置許可処分の段階においては、原子炉施設の安全性が一括して判断されるのではなく、それ以降に連続する許認可の各段階においてそれぞれ独自の安全規制がされる。また、原子炉設置許可処分の段階では、基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関する事項のみが安全審査の対象とされ、詳細設計の妥当性を審査する仕組みは採られていない。前述のように、原子炉設置許可処分の段階より後の後段規制の段階では、それに先立つ基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関する事項の妥当性は審査されない。

そして、電気事業法40条に基づく一時使用停止命令は、工事の計画の認可がされ、原子炉施設の工事が行われ、これによって現出した具体的な原子炉施設について、使用前検査を経て使用が開始された後に、定期検査等の機会に発見された技術基準に関する問題を是正し、技術基準適合性を維持する目的でされるものにすぎない。すなわち、一時使用停止命令は、基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関する事項が妥当なものであることを前提とした上で、実用発電用原子炉施設に係る事業用電気工作物の具体的な部材・設備につき、使用開始後の周囲の環境の変化又は事業用電気

工作物の損耗等により技術基準に適合しなくなった場合に、これを技術基準に適合させる目的でされるものであって、仮にその時点で基本設計ないし基本的設計方針に係る事項について疑義が生じた場合であっても、電気事業法40条に基づく一時使用停止命令によってそれを是正するという法的仕組みにはなっていないのである。

ウ これを本件に即して見ると、原告らが問題にしている基準地震動S_sの策定については、発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（平成18年9月19日付原子力安全委員会決定（乙第2号証）。以下「耐震設計審査指針」という。）において定められている。

耐震設計審査指針は、「耐震設計上重要な施設は、敷地周辺の地質・地質構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があり、施設に大きな影響を与えるおそれがあると想定することが適切な地震動による地震力に対して、その安全機能が損なわれることがないように設計されなければならない。さらに、施設は、地震により発生する可能性のある環境への放射線による影響の観点からなされる耐震設計上の区分ごとに、適切と考えられる設計用地震力に十分耐えられるように設計されなければならない。」（傍点は引用者）としている（乙第2号証1、2ページ）。

また、耐震設計審査指針は、施設の耐震設計上の重要度を、地震により発生する可能性のある環境への放射線による影響の観点から、施設の種別に応じて、Sクラス（自ら放射性物質を内蔵しているか又は内蔵している施設に直接関係しており、その機能喪失により放射性物質を外部に放散する可能性のあるもの、及びこれらの事態を防止するために必要なもの、並びにこれらの事故発生の際に外部に拡散される放射性物質による影響を低減させるために必要なものであって、その影響が大きいもの）、Bクラス（上記において、影響が比較的小さいもの）、Cクラス（Sクラス、Bク

ラス以外であって、一般産業施設と同等の安全性を保持すればよいもの)に分類している(乙第2号証2, 3ページ)。

そして、原告らが問題としている基準地震動S_sの策定については、敷地周辺の地質・地質構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があり、施設に大きな影響を与えるおそれがあると想定することが適切なものを基準地震動S_sとして策定しなければならないとしている。基準地震動S_sは、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」と「震源を特定せず策定する地震動」とについて、敷地における解放基盤表面¹における水平方向及び鉛直方向の地震動としてそれぞれ策定することとしている(乙第2号証4ページ)。

以上のように、基準地震動S_sの策定は基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる問題であることは明らかであって、原子炉設置許可処分における耐震設計審査においては、このような考え方へのつとて適切に基準地震動S_sが策定されているかどうかという事項が審査の対象となる。

エ 他方、技術基準適合性についてみると、例えば、本件で問題となっている制御棒駆動系機能についていえば、省令62号8条1項、22条1号、23条3項1号、3号、24条1号、3号に定められている。すなわち、制御棒駆動系については、同省令の8条1項が規定する原子炉施設に関する技術基準、22条1号が規定する安全保護装置に関する技術基準、23条3項1号、3号が規定する原子炉停止系統に関する技術基準、24条1

1 基準地震動S_sを策定するために、基盤面上の表層や構造物がないものとして仮想的に設定する自由表面であって、著しい高低差がなく、ほぼ水平で相当な拡がりを持って想定される基盤の表面をいう。

号、3号が規定する制御材駆動装置に関する技術基準にそれぞれ適合しないなければならないとされている。

原告らが主張する制御棒挿入時間に関する技術基準は、省令62号24条1号であるので、それについて見ると、「原子炉の特性に適合した速度で制御材を駆動できるものであること」が技術基準とされている。技術基準については、「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について」（平成17年12月15日原院第5号。乙第3号証。）が定められており、同省令24条1号の解説部分によれば、「原子炉の特性に適合した速度で制御材を駆動できる」とは、「原子炉の緊急停止時に制御棒の挿入による時間（この間に炉心に加えられる負の反応度）が、当該原子炉の燃料及び原子炉冷却材圧力バウンダリ²の損傷を防ぐために適切な値となるような速度で炉心内に挿入されること」をいうものとされている。こうした基準に適合しているかどうかが技術基準適合性の問題である。

上記の「適切な値となるような速度」については、その解説部分によれば、「緊急停止時の制御棒の挿入時間は、設置許可申請書添付書類第八の

2 一次冷却系統に係る施設の損壊等に伴い自動的に弁が閉鎖されることにより圧力障壁となる部分をいう（省令62号2条11号）。

仕様及び添付書類十における運転時の異常な過渡変化及び事故³の評価で設定した時間（以下「安全評価上の設定時間」という。）を満たしていること」とされている（乙第3号証）。そして、安全評価上の設定時間は、制御棒に核分裂の連鎖反応を抑制する機能があることから、原子炉設置許可処分の審査対象である原子炉停止系の停止能力（発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針17）や原子炉停止系の事故時的能力（同指

3 発電用軽水炉型原子炉施設に関する安全設計審査指針（平成2年8月30日付原子力安全委員会決定。平成13年3月29日一部改訂後のもの。）参照。乙第4号証2ページ。

「運転時の異常な過渡変化」とは、原子炉施設の寿命期間中に予想される機器の单一の故障若しくは誤動作又は運転員の单一の誤操作、及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって生ずる異常な状態をいう（III（5））。

「事故」とは、「運転時の異常な過渡変化」を超える異常な状態であって、発生する頻度はまれであるが、原子炉施設の安全設計の観点から想定されるものをいう（III（6））。

針18)⁴などの指針に基づき、原子炉設置許可処分時に審査対象とされるものである。本件各原子炉については、設置許可申請時において安全評価上の設定時間が2.2秒とされ（乙第5号証10-1-8ページ）、設置許可の安全審査において、この安全評価上の設定時間がこれらの指針に適合すると判断された。

本件各原子炉の制御棒挿入時間に関する技術基準適合性の有無は、2.2秒という安全評価上の設定時間自体の是非の問題ではなく、2.2秒以内に制御棒が挿入される機能を現に有しているものかどうかという問題となる。

このように、現行法の段階的な安全規制の仕組みを前提にすると、原子

4 発電用軽水型原子炉施設の安全設計審査指針17及び18の内容は以下のとおりである。

指針17

「原子炉停止系の停止能力

1 原子炉停止系に含まれる独立した系のうち少なくとも一つは、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において、燃料の許容設計限界を超えることなく、高温状態で炉心を臨界未満にでき、かつ、高温状態で臨界未満を維持できる設計であること。

2 原子炉停止系に含まれる独立した系の少なくとも一つは、低温状態で炉心を臨界未満にでき、かつ、低温状態で臨界未満を維持できる設計であること。」

指針18

「原子炉停止系の事故時の能力

事故時において、原子炉停止系に含まれる独立した系の少なくとも一つは、炉心を臨界未満にでき、また、原子炉停止系に含まれる独立した系の少なくとも一つは、炉心を臨界未満に維持できる設計であること。」

炉設置許可処分においては、基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関する事項の妥当性が審査され、他方で、電気事業法39条が求める技術基準適合性については、工事計画の認可を経て設備工事等が終了し、使用前検査を経て現実に使用が開始された実用発電用原子炉施設に係る事業用電気工作物自体の機能、性能等が省令62号の定める技術基準に適合するかどうかが判断されることになるのである。

オ 以上のとおり、現行法上、電気事業法40条に基づき経済産業大臣が発する技術基準適合命令としての一時使用停止命令は、事業用電気工作物が技術基準に適合しない状態を是正するためのものであり、それによって、基準地震動Ssの設定等の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関する事項について、設置許可処分時の安全審査の際に用いられる耐震設計審査指針等の審査基準への不適合性を是正するためのものではない。

原告らは、基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関する事項である基準地震動Ssの設定について、設置許可処分時に係る安全審査の際に用いられる耐震設計審査指針等の審査基準への不適合性を是正するために電気事業法40条に基づき経済産業大臣が発する技術基準適合命令としての一時使用停止命令を求めていているのであるが、以上のような現行法の段階的な安全規制の仕組みを前提とすると、そのような命令の発動ができないことは明らかである。そうすると、本件で原告らが主張する「重大な損害」は、原告らが求める一時使用停止命令によって回避することができるという関係にあるものとはいえないというべきである。

(3) 原告らには重大な損害を生ずる「おそれ」があるとは認められないこと

ア 原告らは、重大な損害を生ずる「おそれ」に関して、「厳格な安全基準によって保証されていない原発はその存在自体が危険であり、ましてや運転するなどという事は、いつなんどき内蔵している放射性物質が外部へ流出する危険性を作り出すかもしれない。そして、その危険が顕在化したと

きには、現在福島における事実が示しているように、回復しがたい現実をもたらす。」（訴状第6の2(1)）、「大飯3号機、4号機は制御棒挿入性の破綻という重大な欠陥を有しているのであるから、その運転は許されない。」などと主張する（訴状第6の2(2)）。その趣旨は、要するに、本件各原子炉について、制御棒の挿入時間が許容限界を超えて遅延し、地震発生時の原子炉の緊急停止に支障を来たし、放射性物質が外部へ流出して、大規模な被害をもたらす「おそれ」があるというものと解される。

イ 前記(1)ウで述べたとおり、行訴法37条の2第1項の「重大な損害が生ずるおそれがあ」と認められるためには、抽象的な危険が存するのみでは足りず、具体的・現実的な危険性が存在することが認められることを要すると解されるところ、本件各原子炉施設については、以下に述べるように、本件各原子炉の制御棒が適切に駆動しないことに起因して放射性物質が外部へ流出する事故が生ずる現実的・具体的な危険は認められない。

(ア) 本件各原子炉は、いずれも、昭和60年2月15日付で原子炉設置変更許可の申請がされ、昭和62年2月10日付で原子炉設置変更許可処分がされ、その後、数次に分けて、工事計画認可処分がされ、これらと並行して使用前検査等がされた。本件各原子炉施設について、前回の定期検査の実施状況を見ると、大飯発電所3号炉については、平成23年2月17日に定期検査の申請がされ、同年3月18日から定期検査が実施され、平成24年8月3日にこれが終了し（乙第6号証の1の1）、同発電所4号炉については、平成23年6月21日に定期検査の申請がされ、同年7月22日から定期検査が実施され、平成24年8月16日にこれが終了し（乙第6号証の2の1）、いずれも技術基準適合性に問題がないことが確認されており、制御棒挿入時間の点についても特段の問題点は指摘されていない（乙第6号証の1の2及び乙第6号証の2の2）。

(イ) 本件各原子炉施設については、法令上の規制に加え、原子力安全委員会からの要請（乙第7号証）及び平成23年7月11日の内閣官房長官、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣の連名で発表された政府方針により、原子力発電所の更なる安全性の向上を図り、その安全性についての国民・住民の安心や信頼を確保するため、総合的な安全評価が実施され（乙第8号証）、その過程において、原子炉の安全上重要な施設・機器等が設計上の想定を超える事象に対してどの程度その機能を維持できるかどうか（安全裕度）についての評価がされた。本件各原子炉については、原子力安全・保安院により一次評価の審査が既に行われており、東京電力株式会社福島第一原子力発電所を襲ったような設計上の想定を超える地震・津波についても、同発電所における事故のような状況に至らないための対策が講じられていると評価された。また、その一次評価の妥当性については、原子力安全委員会の確認を得ている（いわゆるストレステスト。乙第9、10号証）。

(ウ) ここで原告らが問題としている本件各原子炉の制御棒挿入性について具体的に述べると、原子力安全委員会の原子炉安全専門審査会・制御棒挿入に係る安全余裕検討部会は、平成20年12月、「制御棒挿入による原子炉緊急停止に係る安全余裕に関する検討について（案）」の中で、制御棒挿入時間の余裕の把握を行った結果、「4ループ代表プラント⁵（引用者注：本件各原子炉もこれに含まれる。）については11秒程度が最短の目安時間」とし（乙第11号証25ページ。本件各原子炉の安全評

5 4ループとは原子炉の一次冷却系ループが4本あること。本件各原子炉は加圧水型軽水炉（PWR）であるところ、PWRでは、核分裂による熱エネルギーにより一次冷却系内的一次冷却材（軽水）を熱して蒸気発生器に通し、そこにおいて発生した二次冷却系内の二次冷却材（軽水）の高温高圧の蒸気によりタービンを回して発電する。

価上の設定時間とされた2.2秒も、後記の1560ガルに対しても制御棒が全挿入されることが確認される時間2.2秒程度も、この目安時間の範囲内にあることは明らかである。なお、後記のとおり、原告らが主張するFO-A断層、FO-B断層及び熊川断層の三連動による地震を想定した地震の発生を前提とした評価を行った地震動評価の結果は760ガルである。), 原子力安全委員会・原子炉安全専門審査会は、平成21年2月27日、上記検討部会の検討結果を踏まえ、「制御棒挿入による原子炉緊急停止に係る安全余裕に関する検討について」を取りまとめ、この取りまとめの報告を受けた原子力安全委員会は、同年3月16日、同報告を審議・了承した(乙第12号証4ページ参照)。ここでいう「目安時間」とは、原子炉安全確保のための多重防護⁶における各段階での限界を確認する概念的・定性的な基準値(安全限界)が守られることを確認するための、定量的な基準(判断基準)に至る目安となる

6 多重防護とは、Defense in Depthの訳であり、深層防護(防御)と訳されることもある。

原子炉施設においては、防護策を何段階にも講じるという、この多重防護の考え方を立脚して、放射性物質の有する潜在的危険性が顕在化することを阻止し、公衆の安全を確保するため、①燃料被覆管や原子炉冷却材バウンダリ及び原子炉カバーガス等のバウンダリの損傷につながるような異常の発生を未然に防止することを基本として「異常状態発生防護対策」を、また、②異常が発生した場合に、これが拡大したり、放射性物質が環境へ異常に放出されるおそれのある事態にまで発展したりすることを未然に防止するための「異常状態拡大防止対策」を、さらに、③仮に放射性物質が環境へ異常に放出するおそれのある事態を想定した場合においてもなお、放射性物質の環境への異常な放出という結果が防止されるように「放射性物質異常放出防止対策」をそれぞれ講じるという多重的な安全確保対策(防護策)を講じている。

制御棒挿入時間である（乙11号証3ページ、9ページ、22ページ参照）。つまり、多重防護における各段階での限界に達するか否かの問題が安全限界の問題、安全限界に達しないように定められている基準が判断基準、そして、この判断基準に至る目安となる制御棒挿入時間が目安時間である。

これらを踏まえて原子力安全・保安院が行った本件各原子炉の安全性の総合評価において、既往の制御棒挿入試験や実機条件（実用されている原子炉と同型による試験結果）での解析結果により、基準地震動 S s (なお、値は700ガル。この値は、耐震設計審査指針の改訂に伴い関西電力が本件各原子炉施設について提出した値であるが、原子力安全・保安院及び原子力安全委員会はこれを妥当と評価した。乙第13号証26ページ参照) の1.8倍である地震によるクリフエッジ⁷ (1260ガル) を上回る1560ガルに対しても安全評価上の設定時間 (2.2秒) 程度で制御棒が全挿入されることが確認されている（乙第9号証、第14号証7ページ）。すなわち、上記のとおり、安全評価上の設定時間そのものが余裕をもって定められているところ、原子炉の安全上重要な施設・機器等が設計上の想定を超える事象に対して機能を維持できる限界点として想定される値を超えた場合であっても、評価上の設定時間程度の時間で制御棒が全挿入されることが確認されているのである（乙

7 設計上の想定を超える地震や津波が来襲した場合に、炉心損傷を回避できる限界の地震動や津波高さ。これは、炉心損傷に至らない場合として特定された収束シナリオの中で、最も裕度の小さい影響緩和機能（電源機能、給水機能等）及び当該影響緩和機能失敗の要因（空冷式非常用発電装置による給電の失敗、補助給水系による蒸気発生器への給水の失敗等）により決定される。

第9号証20ページ参照)。

これを受け、原子力安全委員会は、平成24年3月23日付け「関西電力株式会社大飯発電所3号機及び4号機の安全性に関する総合的評価（一次評価）に関する原子力安全・保安院による確認結果について」

（乙第10号証）を示したが、本件各原子炉の制御棒駆動装置の機能等を含め、原子力安全・保安院の確認結果について特段の問題点は指摘されていない（乙第10号証）。

さらに、関西電力は、原子力安全・保安院が上記のストレステストの一次評価に関する確認を行った後、念のためFO-A断層、FO-B断層及び熊川断層との三連動による地震の発生を前提とした評価を行ったが、その地震動評価の結果は760ガルとされ、この点について、原子力安全・保安院は、平成24年3月28日に開催された原子力安全・保安院地震・津波に関する意見聴取会（第15回）において、「妥当と判断する。」旨評価している（甲第6号証2ページ）。

仮に原告らの主張するような熊川断層、FO-A断層及びFO-B断層が地震により3連動することを想定した場合であっても、地震動は760ガルであり、原子力安全・保安院によって「制御棒挿入性及び関連する設備」については、安全評価上の設定時間内に制御棒が全挿入されることが確認されている約1560ガルの地震動をなお下回っている。

なお、東北地方太平洋沖地震の知見も踏まえたうえで、耐震バックチェックが再開されており、この一環として開催された、平成24年8月17日の第7回地震・津波に関する意見聴取会（地震動関係）において、原子力安全・保安院は、FO-A断層と熊川断層との間で地質構造が連続しないことを確認しており、基準地震動の策定において、これら断層の連動を反映させる必要が無いという見解を示している（乙第15号証7ページ）。

- (ⅰ) 以上のとおり、本件各原子炉施設については、原子炉の設置変更許可、工事計画の認可、使用前検査を経た上で定期検査を行っており、現行法令に基づき適法に設置及び運転管理が行われているほか、更にこれらの法令上の規制に加えて行われたストレステストにおいても、制御棒挿入性について特段の問題点は指摘されていない。
- ウ 以上のとおり、本件各原子炉の制御棒が適切に駆動しないことに起因して放射性物質が外部へ流出する事故が生ずる現実的・具体的な危険があるとは認められず、原告らには「一定の処分がされないことにより重大な損害が生ずるおそれ」があるとはいえない。

5 損害を避けるため他に適當な方法がないとは認められないこと（訴訟要件③⑩）

(1) 損害を避けるため他に適當な方法がないことの意義

行政訴法37条の2第1項は、非申請型の義務付け訴訟の訴訟要件として「一定の処分がされないことにより重大な損害が生ずるおそれがあり、かつ、その損害を避けるため他に適當な方法がない」と規定している。これは、前述のように、義務付けの訴えは、行政庁が第一次的判断を下す前に具体的な処分をすべきことを裁判所が直接命ずる裁判を求めるものであることから、その適法要件については、国民の権利利益の実効的な救済の観点を考慮するとともに、司法と行政の適切な役割分担の在り方を踏まえたものとする必要があるからであり、また、仮に一定の処分がされないことにより重大な損害が生ずるおそれがあるとしても、その損害を避けるため他に適當な方法があるのであれば、法令上の申請権が認められていない行政処分についてあって訴訟上の救済として義務付けの訴えを認めるべき救済の必要性はないからである（以上につき、前掲小林「行政事件訴訟法」161ないし162ページ）。

この訴訟要件については、以上のような救済の必要性の観点から、他に適

当然な方法があるか否かは個別の事案に即して判断されることになるところ、原告らに損害を生じさせ又は生じさせるおそれのある直接の原因が行政庁以外の第三者の行為にあるため、その第三者に対して直接民事上の請求することによってある程度の権利救済を図ることが可能であるという場合、そのことから直ちに一般的に「他に適当な方法」があるとして義務付け訴訟（その第三者に対して行政庁がその規制権限の行使として一定の処分をすべき旨を命ずることを求める訴訟）による救済が排除されるとはいえないとしても、「…その損害を避けるため他に適当な方法がない」か否かは、「一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれ」があるか否かの判断と相まって救済の必要性の観点から判断されるべき問題であるから、損害又はそのおそれの直接の原因者である第三者に対する民事上の請求の法令上の根拠の有無、要件、効果の違いなどを踏まえ、権利利益の実効的な救済の観点から、その民事上の請求が義務付けの訴えとの対比においてより適当な方法であるといえるときは、上記訴訟要件を欠くというべきである（前掲小林163ないし165ページ参照）。

(2) 原告らが主張する損害を避けるため他に適当な方法がない場合であるとは認められないこと

原告らの主張は、要するに、本件各原子炉は、安全基準に合致していないものであり、制御棒挿入性の破綻という重大な欠陥を有しているから、その存在自体危険である上、それを運転すると放射性物質が外部へ流出する危険性があって、その危険が顕在化すると回復し難い損害をもたらすから、その運転は許されないとして、その運転を差し止めようとしているものである。

これに対し、これまで述べてきたように、電気事業法40条に基づく技術基準適合命令は、事業用電気工作物を技術基準に適合させるために、その修理、改造、移転若しくは使用の一時停止を命じ、又は使用を制限するものであり（同法40条）、その範囲は事業用電気工作物を技術基準に適合させる

のに必要な範囲に限定されている。一時停止命令についていえば、修理等の技術基準に適合させるため何らかの措置が講ぜられるまでの間に暫定的な処分として発せられるものにすぎず（乙第1号証），もとより原子炉の運転を恒久的に又は長期間にわたり停止させることをその目的とするものではない。以上の点に照らすと，本件事案において電気事業法40条に基づく一時使用停止命令の義務付けを求めるることは，訴訟要件の観点からはもちろんのこと，行政庁にその規制権限を行使させて電力事業者に対して長期的な運転の停止を命ずるよう求めようとする原告らの訴訟目的との適合性という観点からも，不適切なものといわざるを得ない。

原告らが本件各訴えで求めるところを素朴に見れば，原子炉施設の周辺に居住する住民として，その人格権に基づく妨害排除請求として，本件各原子炉施設を稼働する事業者に対し，当該原子炉の運転の差止めを求める民事訴訟を提起することがより直截的な救済方法として考えられるところであり，本件各原子炉の使用の一時的でない差止めを求めるものである点で原告らの目的にも適合しているものということができる。

以上によれば，本件訴えは，「損害を避けるため他に適當な方法がないこと」との訴訟要件を充足しないというべきである。

6 原告らは技術基準適合命令の義務付けを求める法律上の利益（原告適格）に係る主張を何らしていないこと（訴訟要件④）

(1) 非申請型の義務付けの訴えは，行政庁が一定の処分をすべき旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り，提起することができる（行政訴訟法37条の2第3項）。非申請型の義務付けの訴えは，処分につき申請権を有しない者もこれを提起することができるため，原告適格の範囲を合理的に画する必要があることから，行政庁が第三者に対して規制権限を発動するよう求める訴えの原告適格の範囲については，行政庁が第三者にした処分の取消しを求める訴訟のそれと同様に解すべきである。

したがって、仮に本件各訴えを電気事業法40条による技術基準適合命令としての本件各原子炉の一時使用停止命令の義務付けを求める趣旨の訴えであると理解したとしても、原告らは、同命令の発令を求めるについて法律上保護された利益を有する者であることを主張立証しなければならない。そして、この法律上の利益の有無については、行訴法9条2項の定める考慮要素を勘案して判断すべきことになる（行訴法37条の2第4項）。

(2) 電気事業法は、電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによって、電気の使用者の利益を保護し、電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保し、環境の保全を図ることを目的としている（1条）。そして、同法39条1項は、事業用電気工作物の設置者に技術基準適合維持義務を課している。また、同条2項1号は、経済産業省令で技術基準を定めるに当たっては、「事業用電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようすること」との基準によらなければならない旨規定しており、これを受けて定められた省令62号は、事業用電気工作物としての実用発電用原子炉施設に係る部材・設備の強度・頑健性と性能等に関する技術基準を具体的に定めている。同法40条に基づく事業用電気工作物の一時使用停止命令は、当該電気工作物に係る具体的な部材・設備が周囲の環境の変化や当該電気工作物の損耗等によって技術基準に適合しなくなった場合に、これを是正する目的でされるものである。これらの規定に照らすと、同法は、事業用電気工作物が技術基準に適合するように維持し、これらが経年変化等により劣化、損耗することによって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与える事態を回避することをその趣旨・目的に含むものと解される。

しかしながら、原告らは、これまで述べてきたように、後段規制としての原子炉等規制法36条に基づく経済産業大臣の原子炉施設の使用停止命令（正しくは電気事業法40条に基づく技術基準適合命令）の趣旨・目的を誤

つて理解しており、その誤った理解を前提として、「原告らは、…大飯発電所3号機、4号機において重大な原子炉事故が発生すれば、その生命、身体、財産に対する世代をこえた回復しがたい被害をこうむるおそれをしており、…その被害を防止するため人格権に基づいて本訴を提起するものである。」との主張をするにとどまり、後段規制としての原子炉等規制法36条に基づく経済産業大臣の原子炉施設の使用停止命令（正しくは電気事業法40条に基づく技術基準適合命令）という具体的な処分の義務付けを求めるにつき法律上保護された利益を有する者であることの個別具体的な主張は何らしていない。

(3) したがって、原告らには、原子炉等規制法36条に基づく経済産業大臣の原子炉施設の使用停止命令（正しくは電気事業法40条に基づく技術基準適合命令）の義務付けを求める原告適格をいまだ認めることはできない。

7 結語

以上によれば、本件各訴えは、行訴法3条6項1号、37条の2の定める訴訟要件を充足せず、いずれも不適法であるから、却下を免れないというべきである。